

## 八戸市職員グループウェア広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市職員が日常の事務に使用するグループウェアに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「グループウェア」とは、市のネットワークに接続された職員事務用パソコンを使用し、電子メールや文書共有等の一般事務に使用している情報システムをいう。

### (広告掲載者の資格)

第3条 グループウェアに広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

### (広告掲載の基準)

第4条 グループウェアに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他グループウェアに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

### (広告の規格および掲載位置)

第5条 広告の規格については、次のとおりとする。

- (1) 画像形式 J P E G
  - (2) 大きさ 縦300ピクセル×横600ピクセル
  - (3) 容量 300KB以内
  - (4) ホームページ等のウェブサイトへリンクする機能は有しないものとする。
- 2 広告の掲載する位置は、グループウェアのログイン画面とする。
- 3 広告枠は3枠とし、1枠を最低10秒以上、順次表示するものとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12月とする。

ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たない場合に限り、掲載期間を更新することができるものとする。

- 2 広告掲載期間中に、システムのメンテナンス等により、グループウェアに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。
- 3 広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の1日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料の額は、1枠当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(募集の方法)

第8条 広告掲載の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を定め、これを市ホームページ等に掲載して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による募集を行う前に、広告パートナー（八戸市広告パートナー制度実施要綱（平成18年5月1日実施）第2条の広告パートナーをいう。以下同じ。）に対し、広告掲載の募集を行うことができるものとする。この場合において、広告パートナーからの応募数が募集枠数に達したときは、同項の規定による募集を行わないことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案及び画像データを市長に提出しなければならない。この場合において、当該画像データの作成経費は、掲載希望者の負担とする。

- (1) 八戸市職員グループウェア広告掲載申込書（別記第1号様式）
- (2) 八戸市職員グループウェア広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、八戸市職員グループウェア広告掲載通知書（別記第3号様式）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、広告の案の内容について、第4条の掲載基準その他この要綱の規定に適合していることを確認するものとする。この場合において、疑義が生じたときは、市長は、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第4条の要件を満たす応募数が募集枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。
  - (1) 広告掲載期間が長いもの
  - (2) 市内に事業所等を有するもの
- 5 前項の順位によっても決定しない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を掲載開始日の5日前（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）まで一括納付しなければならない。ただし、市

長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、当該掲載することができない期間に応じ、既納の広告掲載料を還付するものとする。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、1月を単位として広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、八戸市職員グループウェア広告掲載変更申込書（別記第4号様式）及び画像データを市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 第10条第1項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「広告掲載の可否を決定するに当たっては」とあるのは、「掲載する広告の内容の変更を承認するに当たっては」と読み替えるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、グループウェアへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、八戸市職員グループウェア広告取下げ申出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかつたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から実施する。

別記

第1号様式（第9条関係）

## 八戸市職員グループウェア広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市職員グループウェアへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。

### 1 申込者

住 所 (所在地)	〒	電話	FAX
商号又は名称			
代表者氏名			
担 当 者 名	連絡先	電話	e-mail

### 2 掲載希望期間

年 月 から 年 月まで

### 3 掲載希望内容

広告案（縦300ピクセル×横600ピクセルの見本を貼付してください）

--

データ量 （ KB）

八戸市職員グループウェア広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所  
申込者 商号又は名称  
代表者氏名

1. 八戸市職員グループウェアへの広告掲載の申込みに当たり、次のとおり申し立てます。  
八戸市職員グループウェア広告掲載取扱要綱第3条(1)から(5)のいずれにも該当しないこと。
2. 次の事項に同意します。
  - (1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。
    - ・市民税
    - ・固定資産税
    - ・軽自動車税
    - ・国民健康保険税
  - (2) 八戸市職員グループウェア広告掲載取扱要綱第3条(3)に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
  - (3) 提出した本申立書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
  - (4) 八戸市職員グループウェア広告掲載取扱要綱第3条(3)に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。

八戸市職員グループウェア広告掲載通知書

年 月 日

様

八戸市長



八戸市職員グループウェアへの広告掲載について、次のとおり決定したので通知いたします。

1 決定区分 掲載可

掲載不可  
(理由)

2 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 広告掲載料 金〇〇, 〇〇〇円

4 納付期限 年 月 日

八戸市職員グループウェア広告掲載変更申込書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市職員グループウェアへ掲載している広告の変更について、次のとおり申し込みます。

1 申 込 者

住 所 (所在地)	〒  電話 FAX
商号又は名称	
代表者氏名	
担 当 者 名	連絡先 電話 e-mail

2 変更希望時期

年 月 日

3 変更内容

広告案（縦300ピクセル×横600ピクセルの見本を貼付してください）

--

データ量 （ KB）

八戸市職員グループウェア広告取下げ申出書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市職員グループウェアへ掲載している広告について、取り下げます。

1 申 込 者

住 所 (所在地)	〒  電話 FAX
商号又は名称	
代表者氏名	
担 当 者 名	連絡先 電話 e-mail

2 掲載終了年月日

年 月 日